

平成30年3月19日
海事局安全政策課

国際海事機関（IMO）において、救命艇の換気要件が最終化されました

～国際海事機関（IMO）第5回船舶設備小委員会^{（※）}の開催結果概要～

平成25年にインド洋で大型コンテナ船が折損事故を起こした際、退船に使用された救命艇が完全密閉構造であったことにより、息苦しさにより具合を悪くした乗組員が複数いたとの証言があったことを踏まえ、IMOでは、日本の提案に基づき、救命艇等に対する換気要件の義務化の検討を進めております。今次会合では、この換気を義務化する救命設備コード（LSAコード）の改正案が最終化されました。

※ 船舶に設置する装置や設備の安全基準を検討する小委員会

平成30年3月12日から16日にかけて、英国ロンドンIMO本部にて、第5回船舶設備小委員会が開催されました。主な審議結果は以下のとおりです。また、本小委員会は海上技術安全研究所の太田氏が議長を務めており、今次会合で、来年の議長に再任されました。

《主な審議結果》

1. 全閉囲型救命艇の換気を適切に確保するためのLSAコード改正案が最終化されました。
2. 旅客フェリーの火災安全対策の審議の結果、消火作業時の排煙の必要性を含む日本提案への賛同が集まり、今後、具体的な対策の検討を進めることになりました。
3. 船上のクレーンに関する安全要件を審議し、海上人命安全条約（SOLAS条約）の改正案を作成しました。

審議結果の詳細は別紙をご参照ください。

問い合わせ先

海事局安全政策課船舶安全基準室

石原（内線 43-561）、平島（内線 43-562）、小沢（内線 43-564）

代表：03-5253-8111、直通：03-5253-8631、FAX：03-5253-1642